

防貧プログラムの改正 —保育所拡充立法の成立—

(アメリカ)



アメリカにおける中産階層および低所得階層——とくに公的扶助の被扶助階層——の母親達は、就労による自分達の生活水準の向上のために昼間の保育施設の増設が必要であることを訴えていたが、このほど連邦議会は、国内の保育プログラムを広汎に拡充する法案を通過させた。

上院先議で行なわれた同プログラムの審議は、防貧プログラムの改正、すなわち、1973会計年度までの2年間について「経済機会法」を延長し、経済機会局所管のプログラムに対し50億ドルの予算を承認する法案の一部としてなされたものである。つまり9月30日の下

院本会議において、児童の保育プログラムに関する最も重要な改正が最終的に決定したのであった。同プログラム改正の骨子は、一口に云えば、貧困家庭の就学前児童に対し広範な教育、給食、保健等のサービスの提供制度の確立である。

現在、国内の認可保育所は、わずかに約70万人の児童を扱っているにすぎない。就学前児童をもつ働く母親は370万人もいる。そして児童の養育のために働きにいくことができず、結局公的扶助の財政援助をうけている母親は160万人もいるという。

保育所利用の主な理由は、母親達が就労、

就学または家事からの暫時の解放を希望するためとなっており、とくに現在のようなインフレーションの時代には臨時収入を必要とするための母親の就労が目立って多い。就労を必要とする就労可能な成人——とくに公的扶助の A.F.D.C. の被扶助母親——を就労させるためには、現在の保育所プログラムを思い切って拡充することが必要である。

保育所不足の実状をより詳細に説明してみよう。例えばニューヨーク市においては、極貧家庭の児童25万人を含めて6歳以下の児童が80万人いるとされているが、公立の育児院や保育所に入れられているのは26,000人のみである。

ロサンゼルス市では、保育所入所年齢に達しているとみられる児童が数十万人いるといわれるが、地方の学校区によって運営されている保育所に入所しているのは6,300人しかいない。

シカゴ市の実状は、保育所入所対象とされる児童数は282,000人であり、この大半は公的扶助の被扶助家庭の児童であるが、実際に保育所に入所しているのは、わずかに12,500

人にすぎない。

1970年の12月に開催された「児童に関するホワイト・ハウス会議」において、より多くの保育所建設の実施および成長する児童の必要に応じた専門職員の充足とが強調されたのであった。

現在、低所得層の母親はもちろんのこと、中産階層の母親達も、収入を得るための就労または技術および能力開発のための就学のために、無料であると否とにかかわらず、保育所増設を要求している。

かくして、国内のほとんどの民間団体は、それぞれの地域社会の需要に応じた保育所増設プログラムに着手している。

まずニューヨーク市では、他の諸都市に先駆けて、約100人から200人を収容する220の保育所の建設が進行中であるといわれる。

特色のあるものとして、ブルックリン地区では、最近、未婚の母親のプログラムでその子供をあずかるための地域社会最初の乳幼児保育所の建設を開始した。この乳幼児保育所は、未婚の母親のための施設の隣に建てられており、ノース・アメリカ国立銀行から110

万ドルの建設資金の貸付を得ている。

同保育所は、150人の就学前児童をあずかる施設であるとともに、40人の学童が放課後に勉強する施設でもある。同保育所が完成すれば、ニューヨーク市の社会サービス省が財政を担当する予定である。

ロサンゼルス市では、同プログラムは地方学校区の所管にあるので、家庭と共同で、学校、家庭、保育所等における子供の全生活体験を考慮に入れて、保育所プランを立てることが期待されている。

かくして、需要と供給のはなはだしいアンバランスの実態の認識にたって、連邦議会は、保育所プログラムの対象児童数を大幅に増員するための立法を可決したのであった。

連邦議会における審議

経済機会法の改正の一部である同立法の趣旨は、児童に保健、給食、教育または国語の異なる児童に対する2か国語教育および障害児に対する特別な援助を提供しようとするものである。同立法の制定によって、多様なプログラムが地方政府により運営されることに

なる。

保育プログラム支持の主要な一人であるWalter F. Mondale 上院議員（ミネソタ州選出、民主党）は、同プログラムは「アメリカ国民の生活における完全な新時代をもたらすことになろう」と語り、新プログラム実施の初年度に20億ドルの割当を勧告した。なお彼は「これは保育所のドラマチックな拡充策である。問題はどんな保育所にするかであると思う。子供らを単に押し込む場所にするか、または子供らの健全育成の場所にするかが問題だ」と述べている。

上院審議で強調された点は、まず保育所プログラムの拡充は貧困家庭の母親を就労させるために必要であること、そして被扶助家庭には、従来の児童に対する諸サービスに加えて保育サービスが拡充されたことの周知徹底を図ること、であった。

もちろんこのことは、同法案に反対する議論——保育サービスの提供によって政府が家庭内情に介入する——を何ら考慮する必要がないということではない。とくに被扶助家庭については、就学前児童をもつ母親で、就労

の必要が明白であり、保育サービスの提供によってのみ問題解決が可能なケースについてだけ適用することが肝心であること。なお、貧富、人種、居住場所等を問わず、すべての家庭について母親の就労の必要性および可能性を決定することを政府が行なってはならない等が強調された。

下院における審議は、John Brademas 議員（インディアナ州選出、民主党）発議の、年収6,960ドル以下の家庭の児童に保育サービスを無料で提供し、次第にそれを中産階層の児童にも適用すること等の提案で開始された。彼は「現在アメリカ合衆国において母親が働いている6歳未満の就学前児童は約800万人もいる。しかし保育サービスをうけているのはこれらの児童の中70万人以下でしかない。これは、1980年までに6歳未満の児童の働く母親が760万人になるかもしれないことから今後の重要問題となろう」と述べて提案の採用を勧告した。

しかし Carl D. Perkins 議員（ケンタッキー州選出、民主党）は、Brademas案に関し、連邦財源によってまかなわれる保育プログラムを

保証するため、地域社会に対し最低人数要件を10万人から1万人に減らす修正を提案し可決された。

無料保育サービスの対象家庭の年収基準要件に関する Brademas 案に反対する大半の共和党議員および民主党保守派議員らは、対象家庭の最高年収を4,320ドルに下げる 것을提案し可決された。理由として John N. Erlenborn 議員（イリノイ州選出、共和党）は「下院を通過した福祉制度改革改正法案（HRI）は、4人家族で年収4,320ドルまでの家庭の児童に対し無料の保育サービスの提供を規定している。われわれが今審議している法案の年収基準としての6,960ドルは、同じサービス内容でありながら高すぎる。福祉制度改革改正法案に基準を合わせて混乱をさけるべきだ」と発言している。

だがこれに対し Edith Green 議員（オレゴン州選出、民主党）は、最高年収基準としての4,320ドルは低過ぎること、中産階級の家庭の児童をも対象とすべきこと等を主張した。すなわち「私は、今会期において低所得階層に対するプログラムの検討よりもむしろ中産

階層について考慮すべきだと思う。ということは決して低所得階層に対する扶助に反対するものではない」と。

この他審議は諸点にわたって行なわれたが、結局のところ9月30日の下院本会議で最終的に決定した主要事項は次の通りであった。

1. 年収4,320ドル以下の家庭の就学前児童に対して無料の教育、給食および保健サービスを提供し、次第にそれを中産階層の児童にも及ぼすプログラムを確立すること。児童育成サービスは、地域においてプログラム運営のための立案および連邦財源を確保する「児童育成委員会Child Development Council」によって地域毎に行なわれるここと。同プログラムには、1972会計年度には2億5,000万ドル、1973会計年度には3億5,000万ドルの予算を歳出すること。人口1万人以上の地域社会は、児童育成プログラムの対象となり、同プログラム運営のための連邦財源を確保できること。
2. プエルト・リコ、グアム、ヴァigin・アイランド及びその他の統治地域は、OEO

によって50州に確立されたと同様な方式を確立されること。

さて経済機会法の改正法案中に盛り込まれた保育プログラムの拡充立法は、かくして両院を通過し制定の運びとなったが、残された重要課題として次のことがいえよう。つまり同立法実施の完全な成功のためには、就労希望の母親達に満足するような就職あっせんサービスの提供を十分行なうことである。

ニクソン大統領は新経済政策として、インフレ抑制策、国際収支の改善と並んで失業克服を最大の狙いにあげている。だがいまのところ大した効果が上らず、失業率はいぜんとして高い。こうした現状で無技能かつ学歴の低い母親達に満足な就職は、はなはだおぼつかない状態であり、当局にとってもこの問題は大きな課題であろう。

The Christian Science Monitor; Congressional Quarterly Weekly Report.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

鉄道従業員の補足的年金

(アメリカ)

鉄道従業員には、連邦法(Social Security act)で実施される老齢遺族廃疾保険(O A S D I)の年金制度とは別に、連邦法 (Railroad Retirement Act-RRA) による特殊な公的年金制度が実施されている。しかも、この制度の年金以外に、鉄道従業員には、法律にもとづいて、ある特殊な補足的年金が支給されている。

この補足的年金は、1966年6月30日以後に、RRAによる年金の受給を認められた65歳以上の者を対象として支給されている。なお、この補足的年金の受給には、鉄道における25年以上の勤続とある特殊な雇用期間が、資格取得条件として要求されている。この場合のある特殊な「雇用期間」では、鉄道を退職した該当者が、他の産業の雇用につくまでの30カ月間以内に、12カ月以上鉄道に雇用されておれば、特殊な「雇用期間」の条件をみたすことになる。また、1970年の改正により、この補足的年金を受給するには、従業員はある所定の時点以前に労働から引退しなければならないことになった。この所定の時点というのは、原則的

には、満65歳となった月の翌月末日ということになっている。すでに65歳以上の者には、経過的な対策として、段階的にある特殊な時点が定められている。

補足的年金の目的は、鉄道における25年以上の長期間にわたる勤続に対し、有利な年金を用意することである。もっとも、ある所定の時点を定め、年金の受給資格をその時点に関連させた退職と結びつけるのは、有利な年金を提供する代りに、高齢な老廃した労働力を排除するために、高齢者の退職を促進することが企図されているといえる。

ところで、この補足的年金の支給月額は、最低額が勤続25年に対する45ドルで、25年以上の勤続には、1年当たり5ドルずつが加算され、最高額が勤続30年以上に対する70ドルである。

この補足的年金の財源には、賦課方式が用いられており、財源は全額を使用者が特殊な租税で負担している。この租税の負担率は、1966年の発足時に従業員1人の1労働時間当たり2セントであった。その後、1970年4月1日から6セントに引き上げられ、1970年7月1日から7セントになったが、1971年1月1日から再び6セントに下げられている。

(20頁に続く)